

審 第 2 6 6 2 号  
答 申 第 3 3 9 号  
令和 6 年 9 月 1 0 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県個人情報保護審議会  
会 長 石 井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和 5 年 2 月 7 日付け〇〇児第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第 3 1 3 号

令和 4 年 1 2 月 2 1 日付けで審査請求人から提起された、令和 4 年 9 月 2 6 日付け〇〇児第〇〇号で行った自己情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が令和4年9月26日付け〇〇児第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- （1）審査請求人は、令和4年9月15日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「一時保護時の警察と児童相談所とのやりとり、一時保護決定通知書、現在の子の様子（理由：審判遵守されず状況が一切不明な為）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- （2）実施機関は、本件開示請求に対し、「一時保護時の警察と児童相談所とのやりとり」については「経過記録」に記録された個人情報を特定し、「一時保護決定通知書」については「一時保護通知書」に記録された個人情報を特定し、「現在の子の様子」については存否応答拒否として、本件決定を行った。
- （3）審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、令和4年12月21日付けで本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- （4）実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和5年2月7日付け〇〇児第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

（1）本件審査請求の趣旨

本件決定のうち「現在の子の様子」の部分について不開示とした処分を取り消すとの裁決を求める。

（2）本件審査請求の理由

千葉県個人情報保護条例第20条該当とあるが、児童福祉法第11条第1項2号に該当する内容であるため、現在の状況を通知する義務が生じていると思われるため。

#### 4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

##### (1) 弁明の趣旨

本件審査請求については、これを棄却するとの裁決を求める。

##### (2) 処分内容及び理由

###### ア 処分の内容

###### (ア) 審査請求に係る処分

本件審査請求に係る処分は、本件決定である。なお、本件決定の処分庁は、千葉県知事、担当課（所）は千葉県〇〇児童相談所（以下、4において「児童相談所」という。）である。

###### (イ) 自己情報開示請求について

審査請求人は、開示請求書において①「一時保護時の警察と児童相談所とのやりとり」、②「一時保護決定通知書」、③「現在の子の様子」を請求内容とする本件開示請求を行った。本件審査請求は、本件開示請求のうち請求内容③「現在の子の様子」（以下「本件審査請求内容」という。）について、処分庁が存否を明らかにしない不開示と決定した処分に係るものであることから、以下は本件審査請求内容について記述を行う。

###### イ 処分の理由

###### (ア) 個人情報の特定について

本件開示請求を受け、児童相談所が内容の検討を行ったところ、本件審査請求内容は条例第20条に定める「当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる」ものと判断した。

###### (イ) 不開示部分及びその理由について

本件審査請求内容は、開示請求者である審査請求人以外の個人の情報に係るものであり、当該個人情報の存否を答えるだけで、条例第17条第2号により保護しようとする個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められたことから、条例第20条に該当するとして、存否を明らかにせずに不開示としたところである。

これをより詳しく説明すると、本件審査請求内容は本件開示請求を行った審査請求人の子である〇〇（以下「本件児童」という。）の現在の様子について開示請求したものであるが、これは条例第17条第2号に不開示情報として定められる開示請求者以外の第三者の個人情報に該当するものであり、たとえ子の個人情報であっても第三者の個人情報としての取扱いを免れないことから本件児童の個人情報は不開示情報に該当するものとなる。

また、本件審査請求内容である本件児童の現在の様子に係る個人情報  
の存否を答えることは、本件児童が現在児童相談所と関わりがある  
か否かを答えることになり、児童相談所との関わりの有無により、第  
三者に本件児童の居住地等を推察させるおそれもある。そのため、  
本件審査請求内容については、当該個人情報の存否を答えるだけで、  
条例第17条第2号により保護しようとする開示請求者以外の第  
三者（本件児童）の権利利益を侵害するおそれがあると認められ、  
条例第20条に該当するとして、存否を明らかにせず不開示としたと  
ころである。

なお、条例第17条第2号イには、「法令等の規定により又は慣行  
として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている  
情報」は不開示情報から除く旨定められているが、「個人情報保護の  
手引」において、この「慣行として開示請求者が知ることができ」る  
情報の具体例として挙げられているのは、請求者の家族構成に関する  
情報（配偶者や子の名前や年齢等）であり、児童相談所との関係の有  
無や居住地等の情報には及ばないものと解される。

### （3）弁明の内容について

審査請求人は、本件審査請求内容について、児童福祉法（昭和22年法  
律第164号）第11条第1項第2号への規定に該当し、児童相談所が審  
査請求人へ本件児童の現在の状況を通知する義務が生じている旨主張する。

しかしながら同規定は、都道府県が行わなければならない業務として一  
時保護解除後の児童の安全確保について定めたものであり、その児童の状  
況について第三者へ開示することを義務付けるものではない。そのため、  
同規定は本件児童の現在の様子を見守る児童相談所が審査請求人へ開示しなけ  
ればならない根拠にはなり得ず、また、前記（2）イに記載のとおり、本件  
決定は条例に照らし適正に行われたものである。よって、本件審査請求に  
は理由がないことから、前記（1）に記載のとおり、本件審査請求を棄却  
するとの裁決を求める。

## 5 審議会の判断

### （1）本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は前記3（1）のとおり、本件決定のうち本件審査請求内  
容の部分について不開示とした処分を取り消すとの裁決を求めている。  
よって、審議会は、本件決定のうち本件審査請求内容を不開示としたこ  
とについて判断する。

### （2）本件審査請求内容に対する決定の妥当性について

ア 実施機関の不開示理由について

実施機関は、本件審査請求内容に係る個人情報、それが存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなるため、条例第20条の規定に該当すると主張するので、以下、検討する。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 審議会としては、まず、本件審査請求内容に係る個人情報の存否を回答することで開示することとなる情報の条例第17条第2号該当性、すなわち、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であるか否か、又は、特定の個人を識別することができないものの、なお、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であるか否か、について検討する。

(イ) 本件審査請求内容に係る個人情報は、千葉県〇〇児童相談所が把握している本件児童の様子に関することであるから、本件審査請求内容について回答した場合に開示することとなる情報は、本件児童が当該児童相談所と関わりがある、又は、関わりがないという情報であり、当該情報は、審査請求人以外の個人である本件児童に関する情報であって、本件児童を識別することができるものである。

よって、本件審査請求内容に係る個人情報の存否を回答することで開示することとなる情報は、条例第17条第2号本文に該当する不開示情報であると認められる。

ウ 存否応答拒否の該当性について

(ア) 条例第20条は、開示請求に係る個人情報があるかないかにかかわらず、開示請求された個人情報の存否を回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合において、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができることについて定めたものである。

なお、例えば、個人情報が存在しない場合に不存在と答えて、個人情報が存在する場合のみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該個人情報の存在を類推させることになるので、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であるとされる。

(イ) 前記イのとおり、本件審査請求内容に係る個人情報の存否を回答することで開示することとなる情報は、条例第17条第2号に該当する不開示情報であるから、本件審査請求内容に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになると認められる。

(ウ) よって、実施機関が条例第20条の規定により本件審査請求内容に

係る決定を行った判断は妥当である。

エ なお、審査請求人は本件審査請求において、「児童福祉法第11条第1項第2号へ」を審査請求の根拠としているが、当該規定は、第三者に対して児童の状況を通知することを定めた規定ではないため、当該規定により実施機関に個人情報の開示義務が生じるものではない。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日     | 処 理 内 容            |
|-----------|--------------------|
| 令和5年2月 7日 | 諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理 |
| 令和6年6月25日 | 審議（令和6年度第3回第1部会）   |
| 令和6年7月23日 | 審議（令和6年度第4回第1部会）   |

千葉県個人情報保護審議会第1部会